

文京区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年六月二十五日

文京区長

成

澤

廣

修

## 文京区規則第五十七号

### 文京区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

文京区特別区税条例施行規則（昭和三十九年十二月文京区規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の表十の項及び十一の項を削る。

第七条の二第一項第八号中「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に改め、同項第九号中「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に改め、同号を同項第十項とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 特定親族（法第三十四条第一項第十二号及び第三百十四条の二第一項第十二号に規定する特定親族をいい、退職手当等に係る所得を有する者に限る。アにおいて同じ。）の次に掲げる事項

ア 氏名、申告者との続柄、生年月日及び個人番号並びにその者の前年の合計所得金額（個人番号を有しない者にあつては、氏名、申告者との続柄及び生年月日並びにその者の前年の合計所得金額）並びに申告者と別居している特定親族については、当該特定親族の住所並びに国外居住者である特定親族については、その旨

イ その他参考となるべき事項

第七条の二第二項ただし書中「第九十四条第四項、第九十五条第四項」を「第九十四条第五項、第九十五条第五項」に、「第二条の三の三第十項」を「第二条の三の三第十項」に、「第二条の三の六第十項」を「第二条の三の六第九項」に改め、同条第三項中「第一項第七号の三」の下に「又は第九号」を、「扶養控除額」の下に「又は特定親族特別控除額」を加え、「当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類」に改め、同項ただし書中「第九十四条第四項、第九十五条第四項」を「第九十四条第五項、第九十五条第五項、第九十五条の三第二項」に、「第二条の二第四項」を「第二条の二第五項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 当該国外居住者に係る施行規則第二条の二第五項第一号に定める書類

二 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(1)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(1)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合 当該国外居住者に係る施行規則第二条の二第五項第二号に定める書類

三 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(3)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合 当該国外居住者に係る施行規則第二条の二第五項第三号に定める書類

第七条の二第四項中「第二条の二第六項」を「第二条の二第七項」に改め、同項ただし書中「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に改め、同条第五項中「第一項第九号」を「第一項第十号」に、「第二条の二第七項」を「第二条の二第八項」に改め、同項ただし書中「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に改める。  
第六号の十八様式及び第六号の十九様式を削る。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。